

社団法人 日本パン技術研究所定款

社団法人 日本パン技術研究所定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本所は、社団法人日本パン技術研究所と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本所は、主たる事務所を東京都江戸川区に置き、従たる事務所を必要なる他の地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本所は、製パン及び粉食に関する調査研究を行うとともに、加工技術の指導向上を図り、もって国民食生活の改善と関係業界の健全なる発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 製パン及び粉食加工技術並びに工場経営に関する調査研究
- (2) 製パン技術員及び指導員の教育及び養成
- (3) 製パン及び粉食に関する講演会、講習会及び展示会等の開催
- (4) 製パン及び粉食に関する講義録及びパンフレット等の出版
- (5) パンの品質管理の高度化に関する指導
- (6) その他本所の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格、加入及び入会金)

第5条 製パン及び粉食に関係ある団体及び個人並びに一般篤志家で本所の趣旨に賛意を表し、入会を希望する者は、理事会の承認を経て本所の会員となることができる。

- 2 本所の会員になろうとする者が、前項の承認を受けたときは、入会金を本所に納入しなければならない。